

○性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する  
条例第 2 条の規定に基づく指定区域

平成 12 年 11 月 1 日  
公安委員会告示第 248 号

性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例(平成 12 年東京都条例第 196 号)第 2 条の規定に基づき、性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等について規制を行う必要性が高いと認められるものとして指定する区域は次のとおりとし、平成 12 年 12 月 10 日から適用する。

港区	麻布十番一丁目、同二丁目、西麻布一丁目、六本木三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目
新宿区	歌舞伎町一丁目、同二丁目、新宿三丁目、大久保一丁目、同二丁目、百人町一丁目、同二丁目
文京区	湯島三丁目
台東区	上野一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目
墨田区	錦糸二丁目、同三丁目、同四丁目、江東橋二丁目、同三丁目、同四丁目
品川区	西五反田一丁目、同二丁目、東五反田一丁目、同二丁目
渋谷区	渋谷一丁目、同二丁目、宇田川町、桜丘町、道玄坂一丁目、同二丁目、円山町
豊島区	東池袋一丁目、池袋一丁目、同二丁目、西池袋一丁目

改正文(平成 13 年公委告示第 264 号)抄  
平成 13 年 12 月 1 日から適用する。